

令和7年度 竹富町船員誘致支援事業
補助金申請要領

令和8年1月
竹富町政策推進課

令和7年度 竹富町船員誘致支援事業補助金申請要領

1 事業の目的

沖縄県内の離島航路事業者においては、50代以上の船員が3割を超えるなど高齢化が進行する中、船舶業界に対する(1)若年層の認知度の低さや、(2)土日を含むシフト制等の労働環境、(3)船内通信環境の未整備等から若手の需要喚起に至らず、船員法で定める法定船員の計画的な採用（確保）が厳しい状況にあります。

竹富町内においてもその状況は顕著であり、船舶の減便や運航時刻の変更等が町民生活に影響を及ぼしています。そのため町では、県と連携して離島航路事業者等の船員誘致を支援することで、町民等のライフライン（人流・物流）である航路の安定的・継続的な運航の確保・維持を目的とし、本事業を実施致します。

2 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下に該当する者としします。

- (1) 離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する離島航路事業者に6か月以上属し、当該事業に従事する者、又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する内航海運事業者（貨物船に限る。）に6か月以上属し、当該事業に従事する者
- (2) その他町長が必要と認める者

3 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、以下に該当する経費としします。

- (1) 町外からの転居費用等

離島航路整備法第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する離島航路事業者又は内航海運業法第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する内航海運事業者（貨物船に限る。）に就職するための転居等に要した経費

（海上輸送費、片道航空運賃、その他転居に係る移動費等）

- (2) その他町長が必要と認める経費

補助対象経費に該当するか等については、事前に問い合わせ先にご相談ください。

(3) 就職祝い金

補助対象要件を満たす者に交付致します。

※補助対象外となる主なものは以下のとおりです。この他にも補助対象として認められないものがありますので、事前にご相談ください。

- (1) 既に他の制度による補助を受けている経費
- (2) 各種経費についてポイントで支払った場合の当該ポイント利用分
- (3) タクシー利用料（ただし、やむを得ない理由（転居先までの移動手段がタクシーしかない等）により、タクシーを利用した場合は、理由書の提出をお願い致します。）
- (4) その他町長が適当でないと認めた経費

4 補助率等

「3 補助対象経費」のうち、(1)、(2)は8/10以内となります。(3)は、一律10万円、一回限りの交付となります。

5 補助対象となる期間

令和7年2月1日（土）～令和8年1月31日（土）の期間内において、在籍期間を満たした者が補助対象となります。（令和6年8月1日～令和7年7月31日の間に採用された者）

6 補助金申請手続きの概要等

(1) 申請期限

令和8年2月27日（金）まで【必着】

(2) 提出先・問い合わせ先

竹富町 政策推進課 商工係

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

電話番号：0980-83-0507、FAX:0980-82-6199

メールアドレス：seisaku@town.taketomi.okinawa.jp

(3) 提出方法

メールで提出する際は、PDF、word、excel等での提出をお願い致します。

(4) 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 支出内訳書
- ・ 領収書の写し
- ・ 宣誓・同意書
- ・ 事業者が発行する在籍期間証明書
- ・ その他町長が必要と認める書類

(5) その他

- ・ 申請にあたっては、事前に補助金交付要綱の内容を必ずご確認ください。
- ・ 申請に係る費用については、申請者の負担といたします。
- ・ 本補助金の交付は、予算の範囲内とし、予算額に達した場合は、申請期限を待たずに終了する場合があります。

7 交付決定及び額の確定

補助金の交付額等については、提出書類の内容を精査の上、交付決定及び額の確定通知書により正式に決定、通知します。通知する補助金交付決定額は、申請時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

8 請求書の提出

補助対象者は、交付決定及び額の確定通知書を受け取り後、補助金請求書を提出してください。

(1) 添付書類

- ・ 振込先の口座番号・口座名義人等が確認できるもの

9 補助金の支払

町に請求書が届き次第、確認を行い、ご指定の口座に補助金を支払います。

10 交付申請の取下げ

補助対象者は、交付決定及び額の確定通知を受けた後、何らかの事情により申請を取下げの場合は速やかに申し出なければなりません。

11 交付決定の取消し等

申請にあたっては、認識誤り等がないよう事前に補助金交付要綱の内容を必ずご確認ください。

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取消し、補助金の返還請求等が行われることがあります。

12 その他

- (1) 取得した個人情報については、本事業の目的以外に利用することはありません。
- (2) その他、事業の実施に関しては、補助金交付要綱に基づきます。